

連携研究等経費算定要領

制定 平成19年4月1日 19要領第15号

最終改正 令和2年6月29日 令02規程第8号 一部改正

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が、研究所以外の機関と連携して行う研究等において納付を受ける経費の適正な算出等に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。

用語	定義
受託研究	国立研究開発法人産業技術総合研究所受託研究規程（13規程第21号）第1条に定める受託研究
共同研究	国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程（13規程第22号。以下「共同研究規程」という。）第1条に定める共同研究
技術研究組合事業	国立研究開発法人産業技術総合研究所技術研究組合事業規程（22規程第24号。以下「組合事業規程」という。）第1条に定める組合事業
ベンチャー技術移転促進事業	国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー支援規程（令02規程第8号。以下「ベンチャー規程」という。）に基づく技術移転促進措置を受けた法人等が当該措置による許可の範囲で行う事業
研究成果事業化促進事業	国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等の事業者の利用に関する規程（20規程第49号。以下「成果事業化規程」という。）第2条に定める事業者が同規程に基づき行う事業
共用施設等利用	国立研究開発法人産業技術総合研究所共用施設等の利用に関する規程（25規程第60号）第2条第1項に定める利用
技術研修	国立研究開発法人産業技術総合研究所技術研修規程（13規程第23号。以下「技術研修規程」という。）第2条第1項に定める技術研修
受託技術調査	国立研究開発法人産業技術総合研究所受託技術調査規程（19規程第14号）第1条に定める受託技術調査

請負研究	国立研究開発法人産業技術総合研究所請負研究規程（13規程第53号第1条に定める請負研究
受託出張	国立研究開発法人産業技術総合研究所受託出張規程（19規程第16号）第2条に定める出張
研究助成金により行う研究	研究職員等（研究業務に従事する契約職員を含む。）が国立研究開発法人産業技術総合研究所研究助成金受入規程（19規程第15号）の定めるところにより研究所以外の機関から交付された研究助成金に係る経理を研究所に委任して行う研究
申請型外来研究員	国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程（16規程第4号）の定めるところにより申請が提出され、研究所が承認した外来研究員
技術コンサルティング	国立研究開発法人産業技術総合研究所技術コンサルティングに関する規程（27規程第17号）第2条第2項に定める技術コンサルティング
連携研究等	受託研究、共同研究、技術研究組合事業、ベンチャー技術移転促進事業、研究成果事業化促進事業、共用施設等利用、技術研修、受託技術調査、請負研究、受託出張、研究助成金により行う研究、申請型外来研究員が行う研究又は技術コンサルティング

（経費区分）

第3条 連携研究等の経費は、次の3種類に区分する。

- 一 直接経費
- 二 間接経費
- 三 人頭経費

（直接経費）

第4条 直接経費は、連携研究等の実施のための直接的な経費とする。

- 2 直接経費の費用区分、適用を受ける連携研究等及び算定方法等は、別表第1に定める。

（間接経費）

第5条 間接経費は、連携研究等の実施のための間接的な経費（連携研究等の管理事務を行うための備品費、通信運搬費及び旅費等をいう。）とする。

- 2 間接経費の適用を受ける連携研究等及び算定方法等は、別表第2に定める。

（人頭経費）

第6条 人頭経費は、連携研究等の実施のために、研究所以外の機関に従事する者を研究所に受け入れるための諸経費（その受け入れに係る庶務、情報システム維持管理及び安全管理等の経費をいう。）とする。

- 2 人頭経費の適用を受ける者及び算定方法等は、別表第3に定める。

(納付すべき額等)

第7条 連携研究等の経費の総額は、直接経費、間接経費及び人頭経費の合計額とする。

2 実際に研究所に納付すべき額は、前項の合計額に消費税額を加えた額とする。

(端数処理)

第8条 第4条から前条までの規定により算定した額に、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(適用除外)

第9条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要領の一部を該当案件に対して適用しないことができる。

一 国、独立行政法人又は地方公共団体からの委託又は再委託である場合

二 その他特別な事情がある場合

(改正)

第10条 この要領は、連携研究等の制度、物価の変動等により、適宜、改正することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(受託研究等経費算定規則の廃止)

2 受託研究等経費算定規則(15規則第7号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行前に、前項の規定による廃止前の受託研究等経費算定規則の規定によりされた経費の算出、納付その他の行為は、この要領の相当規定によりされた算出、納付その他の行為とみなす。

附 則(20要領第5号・一部改正)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(21要領第3号・一部改正)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(21要領第19号・一部改正)

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(22要領第20号・一部改正)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(22要領第172号・一部改正)

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(23要領第14号・一部改正)

この要領は、平成23年5月26日から施行し、この要領による改正後の受託研究等経費算定要領の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(24要領第1号・一部改正)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（24要領第18号・一部改正）

（施行期日）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に契約を締結した連携研究等の経費の算出については、当該契約を変更又は終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（25要領第1号・一部改正）

（施行期日）

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に契約を締結した連携研究等の経費の算出については、当該契約を変更又は終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（25要領第78号・一部改正）

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（25要領第84号・一部改正）

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（26要領第51号・一部改正）

（施行期日）

1 この要領は、平成26年6月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に契約を締結した連携研究等の経費の算出については、当該契約を変更又は終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27要領第40号・一部改正）

（施行期日）

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に契約を締結した連携研究等の経費の算出については、当該契約を変更又は終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（27要領第192号・一部改正）

（施行期日）

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に契約を締結した連携研究等の経費の算出については、当該契約を変更又は終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（28要領第61号・一部改正）

この要領は、平成28年8月1日から施行し、この要領による改正後の連携研究費等経費算定要領の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（28要領第78号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行前に契約を締結した連携研究等の経費の算出については、当該契約を変更又は終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（28要領第80号・一部改正）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（29要領第49号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 研究所は、次の受託研究、共同研究、請負研究及び技術コンサルティング（以下「受託研究等」という。）の間接経費の算定方法等について、この要領による改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、その受託研究等の終了する日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 この要領の施行の前日に開始し、かつ、その終了する日が平成32年3月31日までの受託研究等

二 この要領の施行の日から平成30年9月30日までの間に新たに開始する受託研究等（ただし、当該契約締結後に期間を更新する契約を締結する場合におけるこの項の適用は、平成32年3月31日までとする。）

- 3 前項に規定する受託研究等を開始する日及び終了する日は、その受託研究等に係る契約書（技術コンサルティングにあつては受諾書。以下同じ。）に定められた当該受託研究等に係る実施期間の初日及び末日とする。ただし、受託研究等に係る契約書に実施期間の初日の定めがないときは、当該契約書の締結日を実施期間の初日とする。

附 則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（30規程第29号・一部改正）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令02要領第1号・一部改正）

この要領は、令和2年4月2日から施行する。

附 則（令02規程第8号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1（第4条第2項関係）

直接経費

費用区分	適用	算定方法等
<p>連携研究等に係る人件費、備品費、消耗品費、旅費、資料費、通信費及び報告書作成費等</p>	<p>受託研究、共同研究、受託技術調査、請負研究、技術コンサルティング</p>	<p>（人件費）</p> <p>○プロジェクト型任期付研究員（国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号。以下「任期付職員就業規則」という。）第4条第1号に定める任期付職員であって、適用を受ける連携研究等に専従する者をいう。以下同じ。）を雇用する場合</p> <p>国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（17規程第7号）及び任期付職員就業規則の定めるところによりプロジェクト型任期付研究員の号俸に応じて算出した給与の額に、社会保険料等及び退職手当引当金を加えた額。ただし、給与の額のうち、業績手当の額は、号俸に応じた俸給の月額等に100分の150を乗じて得た額とし、期末手当の額は、当該月額等に100分の260を乗じて得た額とする。</p> <p>○契約職員を雇用する場合</p> <p>国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員給与規程（17規程第8号）及び国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号）の定めるところにより算出した額に社会保険料等を加えた額</p> <p>（備品費、消耗品費、旅費、資料費、通信費及び報告書作成費等）</p> <p>適用を受ける連携研究等の実施に要する費用</p>
<p>使用料 （研究所の土地及び建物の貸付料並びに土地、建物の屋上及び建物の維持に係る設備管理費、警備</p>	<p>共同研究、技術研究組合事業、ベンチャー技術移転促進事業、研究成果事業化促進事業、技術コンサルティング</p>	<p>○研究所以外の機関の研究員等に土地及び建物の屋上を使用させる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用面積（A）（m²） ・単価（a：365）（円/m²） ・期間（t：月数/12） <p>ただし、月数により難しい場合は「t：使用期間の延日数/365」とする。以下同じ。</p> <p>【計算式】 $A \times a \times t$</p>

<p>費、清掃費及び植栽費等) なお、研究装置等に係る使用料は徴収しない。</p>		<p>○研究所以外の機関の研究員等に建物を使用させる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用面積 (A) (㎡) ・単価 (b : 20,000) (円/㎡) ・期間 (t) ・経費負担割合 (p : 適用を受ける連携研究等に従事する研究所以外の機関の研究員等数 / (適用を受ける連携研究等に従事する研究所以外の機関の研究員等数 + 適用を受ける連携研究等に従事する研究所の研究員等数)) <p>ただし、研究所以外の機関の管理下で建物を使用させる場合は「p : 1」とする。)</p> <p>【計算式】 $A \times b \times t \times p$</p> <p>ただし、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター及び地域センター（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第4条第1項に規定する地域センターをいう。以下同じ。）の建物を使用する場合は、計算式により算定した額から減額できる。</p> <p>上記の規定にかかわらず、つくば西事業所つくば西7-A、7-B、7-C、7-D及び7-E内の施設の使用料は、有形固定資産等管理要領（20要領第3号）別紙の貸付料算定に基づいて算定することができ、5割を限度として減額できる。</p>
<p>必要経費 （光熱水料、電話料及び研究装置等の運転・保守費等）</p>	<p>受託研究、共同研究、請負研究、技術研究組合事業、ベンチャー技術移転促進事業、研究成果事業化促進事業、技術コンサルティング</p>	<p>（光熱水料）</p> <p>○研究所以外の機関の研究員等のみに建物を使用させる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用面積 (A) (㎡) ・光熱水料単価 (c : 別に定める額) ・期間 (t) <p>【計算式】 $A \times c \times t$</p> <p>○研究所の研究員等のみが建物を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用面積 (A) (㎡) ・光熱水料単価 (c)

		<ul style="list-style-type: none"> ・期間（t） ・経費負担割合（q：適用を受ける連携研究等が共同研究のときは、当該共同研究に従事する研究所の研究者等が当該共同研究に必要とする時間の配分率とし、それ以外の場合は「q：1」とする。） <p>【計算式】 $A \times c \times t \times q$</p> <p>○研究所以外の機関及び研究所の研究者等が建物を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用面積（A）（㎡） ・光熱水料単価（c） ・期間（t） ・経費負担割合（r：（適用を受ける連携研究等に従事する研究所以外の機関の研究者等数＋適用を受ける連携研究等に従事する研究所の研究者等数×q）／（適用を受ける連携研究等に従事する研究所以外の機関の研究者等数＋適用を受ける連携研究等に従事する研究所の研究者等数） <p>ただし、研究所以外の機関の管理下で建物を使用させる場合は「r：1」とする。）</p> <p>【計算式】 $A \times c \times t \times r$</p> <p>（電話料）</p> <p>適用を受ける連携研究等が技術研究組合事業のときは、当該技術研究組合事業に従事する研究所以外の研究者等に貸与した電話の通話に要する費用。それ以外の場合は、適用を受ける連携研究等の実施に要する費用（研究所の管理下で研究所以外の機関の研究者等に使用させる場合を除く。）</p> <p>（研究装置等の運転・保守費）</p> <p>適用を受ける連携研究等の実施に要する費用（適用を受ける連携研究等が技術研究組合事業以外のときは、研究所の管理下で研究所以外の機関の研究者等に使用させる場合を除く。）</p>
<p>技術コンサルティング料</p>	<p>受託研究、共同研究、技術研究組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術コンサルティング単価（d）（円／時） 業務クラス S 100,000円～300,000円／時 業務クラス 1 50,000円／時

合事業、ベンチャー技術移転促進事業、研究成果事業化促進事業、技術コンサルティング		<p>業務クラス2 40,000円/時 業務クラス3 30,000円/時 業務クラス4 20,000円/時</p> <p>・技術コンサルティングへの従事予定時間 (et) (時)</p> <p>【計算式】 $d \times e \times t$</p> <p>ただし、上記の算出方法により難しい場合は、提供する知見を蓄積するために投じた費用を踏まえ、技術コンサルティングを委託しようとする者との間で協議の上で設定した額とする。</p>
------------------------------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2 (第5条第2項関係)

間接経費

適用	算定方法等	算定率
受託研究	【計算式】直接経費×右欄算定率	30%
	国立研究開発法人産業技術総合研究所研究・運営戦略会議規程(26規程第57号)に定める研究・運営戦略会議(以下「研究・運営戦略会議」という。)が特に必要と認める場合 【計算式】直接経費×右欄算定率	20%
共同研究	【計算式】直接経費(使用料及び研究所以外の機関の研究員等に建物を使用させる場合の光熱水料を除く。)×右欄算定率	30%
	研究・運営戦略会議が特に必要と認める場合 【計算式】直接経費(使用料及び研究所以外の機関の研究員等に建物を使用させる場合の光熱水料を除く。)×右欄算定率	20%
受託技術調査	【計算式】直接経費×右欄算定率	15%
請負研究	【計算式】直接経費×右欄算定率	30%
受託出張	【計算式】旅費×右欄算定率 ただし、10,000円未満の場合には、一律10,000円とする。	15%
研究助成金により行う研究	【計算式】研究助成金×右欄算定率	30%
技術コンサルティング	【計算式】直接経費(使用料及び研究所以外の機関の研究員等に建物を使用させる場合の光熱水料を除く。)×右欄算定率	30%

	ただし、10,000円未満の場合には、一律10,000円とする。	
--	----------------------------------	--

別表第3（第6条第2項関係）

人頭経費

適用	算定方法等
<p>共同研究規程第18条の規定により研究所に派遣される共同研究の相手方となる技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に基づく技術研究組合の研究員、組合事業規程第7条第2項の規定により研究所に受け入れる同項に定めるパートナー研究員、ベンチャー規程第10条第2項第2号ロに規定する研究員、成果事業化規程第5条に定める従業員、共用施設等利用に携わるために研究所に受け入れる利用者の従業員、技術研修規程第4条第1項に定める研修員、申請型外来研究員（国、外国の公的機関、独立行政法人、地方公共団体及び大学の職員及び学生を除く。）</p>	<p>【計算式】 25,000円／人×月数 若しくは 2,000円／人×日数</p> <p>ただし、上記計算式における月数は、適用を受ける研究員等を研究所へ受け入れる期間の日数を31で除した数とし、端数がある場合は切り上げるものとする。</p> <p>適用を受ける研究員等の受け入れ先が福島再生可能エネルギー研究所、柏センター及び地域センターの場合は、計算式より算定した額から減額できる。</p>